

地震による被害を最小限にするため、家具転倒防止対策等をしませんか？



⑤相談員派遣事業

ご自宅に相談員を派遣し、ご家庭の状況に応じた家具配置等の減災化対策を提案します。

■自己負担 無料

⑥減災化対策支援事業

ご自宅に作業員を派遣し、危険箇所に対して家具の移動・固定等を行い、安全性を向上させます。併せて感震ブレーカーを設置する場合、設置費用を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の5分の4以内(最大2万円) + 感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。

※ご自身で購入した器具は対象外です。

⑤
⑥
共通事項

■必要要件 市内に存する住宅(非木造住宅も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

●現在居住している住宅(貸家の場合は所有者の同意書が必要)

●過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■申込者 対象となる住宅の居住者で、次のいずれかの要件を満たすもの

●65歳以上の高齢単身世帯または高齢夫婦世帯等 ●要介護または要支援の認定を受けている世帯

●障がい者手帳所有者がいる世帯 ■予定件数 10件 ■受付期限 令和9年1月22日(金)まで ※土日祝日は除く

■申込方法 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参のうえ、お申し込みください。

民間建築物耐震化支援事業

受付期限 9月30日(水)まで ※土日祝日は除く

木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成
昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。対象建築物に該当するか事前に住宅課までご相談ください。



●特定建築物(病院やマンションなど) ●市が緊急一時避難所に指定したもの

台風による屋根の破損・飛散などを防ぐため瓦の耐風診断、耐風改修をしませんか？

小松島市瓦屋根強風対策支援事業

市内にある建築物の瓦屋根の診断費用、また診断の結果、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

耐風診断支援事業

かわらぶき技能士(1級および2級)や瓦屋根工事技士が建築基準法の告示基準に適合しているかどうかを診断する費用の一部を補助します。

■補助対象 市内に存する建築物であって瓦屋根(※)であるもの。

※対象となる瓦屋根とは、「粘土瓦やプレスセメント瓦等」です。「スレート屋根や金属屋根等」は対象外です。

■受付期限 11月30日(月)まで ※土日祝日は除く

■補助金額 診断金額の3分の2以内(最大2万1千円)

■申込方法 建物の登記簿謄本または建築確認通知書等の所有者が確認できる書類と印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

耐風改修支援事業

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと診断された建築物の瓦屋根を告示基準に適合させるための改修費用の一部を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の100分の23以内(最大55万2千円)を補助

■受付期限 11月30日(月)まで ※土日祝日は除く

■応募要件

●補助金の交付決定通知書および耐風改修補助対象判定通知書受領後に着手し、令和9年2月26日(金)までに市に完了実績報告書を提出できる工事であること。

●過去に耐震改修等で瓦屋根の工事を補助対象経費として補助金を受けていないもしくは耐風改修支援事業等の補助金を受けていないものに限りです。

●その他の要件については、住宅課までお問い合わせください。

●応募が予定件数を超える場合は申込先着順とします。



☎市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800 ✉juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp